

第2期函館市活性化総合戦略

2020-2024

(令和5(2023)年12月改訂版)

令和2(2020)年3月策定

函館市

目 次

第1章 策定にあたっての考え方

1 策定の背景・趣旨	1
2 期間	1
3 第1期総合戦略の状況	1
4 函館市人口ビジョン（令和元年度改訂版）	2
5 計画の基本目標	2
6 数値目標の設定	3
7 評価と検証	3
8 「函館市総合計画基本構想実施計画」との関係	3

第2章 施策の方向性

基本目標1 市民一人ひとりの幸せを大切にします	4
基本目標2 函館の経済を支え強化します	11
基本目標3 快適で魅力あるまちづくりを進めます	16

第3章 本戦略におけるSDGsの考え方

第4章 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 本戦略の推進の考え方	24
--	----

【参考資料】

第2期函館市活性化総合戦略の策定経緯	26
函館市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱	27
函館市まち・ひと・しごと創生推進会議委員名簿	28

第1章 策定にあたっての考え方

1 策定の背景・趣旨

国では、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口の過度の集中を是正するため、平成26(2014)年11月に施行したまち・ひと・しごと創生法に基づき、2060年に1億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、政策目標等をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を同年12月に策定いたしました。

本市においても、国の方針に基づき、2060年までを基本とした本市の人口の将来展望などを提示する「函館市人口ビジョン」と、5か年の基本目標や具体的な施策等を示す「函館市活性化総合戦略」(以下「第1期総合戦略」という。)を平成27(2015)年10月に策定し、各分野における取組を推進してきましたが、国全体と同様、依然として人口減少傾向は続いており、地方創生に向け継続した取組を進めることが必要です。

そのため、本市の人口減少のスピードを少しでも緩やかにし、人口減少が避けられないなかにあっても活気と賑わいあふれ、市民が幸せを実感しながらいつまでも住み続けたいとなるまちとなるよう、引き続き、総合的かつ計画的に施策を推進するため、令和2(2020)年度から5か年を計画期間とする「第2期函館市活性化総合戦略」(以下「第2期総合戦略」という。)を策定いたします。

2 期間

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

3 第1期総合戦略の状況

第1期総合戦略では5つの基本目標を掲げ各分野の施策を進めてきたところであり、施策の進捗状況を検証するための指標であるKPI(重要業績評価指標)の中間評価においては、これまで設定した計34項目のKPIはおおむね順調に推移し、一定の成果があったものと捉えています。

しかし、この間の自然動態は、合計特殊出生率がほぼ横ばいになっている一方、出生数は減り続けています。さらに、社会動態では15~29歳の女性人口の減少が著しく、進学や就職などで、子どもを産み育てる世代の女性が市外に転出している傾向があるなど、人口減少は依然として深刻な状況にあります。

人口減少対策の事業は一朝一夕に効果が出るものではなく、様々な分野にわたる総合的な取組を長期的な視点に立って粘り強く継続的に進めていかなければなりません。

4 函館市人口ビジョン（令和元年度改訂版）

函館市人口ビジョンについては、国が示す手引きに基づき算定根拠となる数値を最新数値に置き換えるなどの修正を加え、推計値やグラフ等の更新を行いました。なお、中位推計による本市の総人口は、平成 27（2015）年策定時では、2040 年に約 18 万 7 千人、2060 年に約 13 万 4 千人と推計し、このたびの更新による推計では、2040 年に約 18 万 8 千人、2060 年に約 13 万 4 千人となり、将来人口に大きな変動はありませんでした。

5 計画の基本目標

本市の人口減少の主な要因は、「若年層をはじめとする転出超過」、「合計特殊出生率の低下などに伴う出生数の減少」、「高齢者の死亡数の増加」となっています。

これらを改善するためには、地域および経済の活性化が図られることによる安定的な雇用の場の確保や、心身ともに健康な生活ができ、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を継続していくことが重要となります。

そのため、引き続き、本市が取り組むべき基本的視点を「交流人口の拡大」、「若者をはじめとする雇用の場の確保」、「安心して子どもを産み育てることができる環境の整備」、「高齢者をはじめとする市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくり」とし、Society5.0¹の実現に向けた AI²や IoT³等の技術革新を取り入れるなど、新しい時代の流れも力にしながら、まちとしての総合的な魅力を高める取組を展開していくこととします。

そして、以下の 3 つを今後 5 年間の基本目標とします。

- | | |
|--------|-------------------|
| 基本目標 1 | 市民一人ひとりの幸せを大切にします |
| 基本目標 2 | 函館の経済を支え強化します |
| 基本目標 3 | 快適で魅力あるまちづくりを進めます |

¹ 【Society5.0】：狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立し、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる人間中心の社会であり、我が国がめざすべき未来社会の姿。

² 【AI】：人工知能（AI）とは、人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータに知識やルールを学習させることにより、人工的なシステムにより行えるようにしたもの。

³ 【IoT】：コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

6 数値目標の設定

基本目標の達成度をはかる「数値目標」を設定します。

指 標	現 状 値	目 標 値
数値目標 1 合計特殊出生率 ⁴	1.23 (平成 30(2018)年)	1.27 (令和 6(2024)年)
数値目標 2 20～29 歳の市外への転出超過数	累計 2,205 人 (平成 26～30 (2014～2018)年)	累計 2,095 人 (令和 2～6 (2020～2024)年)

数値目標 1 合計特殊出生率

市民の希望出生率⁵である 1.8 を令和 42(2060)年までに達成することをめざします。その過程として、令和 6(2024)年の合計特殊出生率は 1.27 になることから、これを数値目標として設定します。

数値目標 2 20～29 歳の市外への転出超過数

函館市における 20～29 歳の転出超過数を徐々に減少させ、令和 42(2060)年に 0 人とすることを目標とし、その過程となる令和 2～6(2020～2024)年の累計 2,095 人を数値目標として設定します。

7 評価と検証

PDC A サイクルに基づき、第 2 期総合戦略を着実に実施するとともに、施策や事業の効果については、K P I の達成度をもとに、内部評価を行うほか、函館市まち・ひと・しごと創生推進会議において外部評価を実施します。

また、評価の内容に応じて改善策を検討し、必要に応じて総合戦略の改訂を行います。

8 「函館市総合計画基本構想実施計画」との関係

第 2 期総合戦略は、「函館市総合計画基本構想実施計画」として位置付けています。

⁴ 【合計特殊出生率】: 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する数値。

⁵ 【希望出生率】: 令和元(2019)年に実施した「令和元年度地方創生に関するアンケート調査(20 歳以上)」の結果をもとに、既婚者および独身者の理想とする子どもの数と独身者の結婚の可能性、実際の有配偶率を勘案して、20～49 歳における出生率を割り出したもの。

第2章 施策の方向性

基本目標1 市民一人ひとりの幸せを大切にします

(1) 基本的方向

本市においては、高齢者のみの世帯や単身世帯等の増加などにより、家庭の力が弱まるとともに、住民どうしのつながりの希薄化や町会の担い手不足などにより、地域の支援力が低下してきています。また、一人ひとりの抱える悩みや困りごとは、介護や子育て、心身の不調、ひきこもり、虐待、経済的困窮など様々な課題が複合化しているため、包括的な相談・支援を行う必要があります。そのような状況下で、市民が住み慣れた地域で、心身ともに健やかに暮らすことができるよう、これまで以上に行政をはじめ、事業者や関係機関等が連携し、共に支え合う必要があります。そのため、高齢者や障がい者、単身生活者、子育て世帯やひとり親家庭など、支援を必要とする一人ひとりの暮らしや生活の実情に応じ、市民がより身近な場所で包括的な相談や支援が受けられるよう、福祉拠点を整備します。

また、地域コミュニティの中核を担う町会や自治会については、担い手不足や高齢化などの課題を抱えていることから、今後の町会活性化に向け取組を推進していくほか、学校と地域住民等が力を合わせ、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めるコミュニティ・スクールの活動を支援します。

そして、これらの取組を「地域のつながりを育む3つの仕組みづくり」として、地域全体で見守り支える体制づくりにつなげていきます。

さらに、子育て世代が安心して子どもを産み育てやすい環境づくりとして子育て世帯に幅広く支援するほか、子どもの学習支援やいじめ対策、保育や教育環境の充実などを図っていきます。

(2) 施策

① 地域で見守り支える福祉拠点づくり

《主な事業》

●地域包括支援センター機能拡充などの福祉拠点整備の推進

現在、市内10の日常生活圏域ごとに1か所ずつ配備され、「高齢者あんしん相談窓口」として定着している地域包括支援センターを、高齢者の問題に限らず、障がい、子ども、生活困窮、ひきこもりなど幅広い分野の課題に対応し、地域の方が気軽に立ち寄れる福祉拠点の整備に向けた取組を進めます。

●介護人材不足の解消

地域の潜在的な介護人材を掘り起こすため、最新の介護技術などについ

て学ぶセミナーや職場体験、就職面接会を一体的に行い、即戦力となる人材の就労推進を図るとともに、介護の仕事について周知し、新たな人材の確保につなげます。

さらに、介護職員初任者研修の受講や介護助手活用・普及のため、補助金を交付するなど介護職員の負担軽減と職場定着に取り組みます。

●町会活性化の推進

若い世代の町会離れ、町会加入率の低下、役員のみならず会員の高齢化や担い手不足など多くの課題を抱えている町会について、地域での支え合いや見守りなどを担う地域コミュニティの重要性が高まっているなか、地域コミュニティを構成する様々な団体や学識経験者等が参画する「町会活性化検討会議」や、ワークショップ、セミナーなどを通じて、幅広い世代の地域住民が町会活動に関わりやすい仕組みづくりなど活性化に向けた取組を推進するとともに、町会活性化に必要な支援策の実施に取り組みます。

② 健康で元気に生活できる環境づくり

《主な事業》

●がん検診の受診率向上

本市のがん検診受診率が全国的にみて低い現状を踏まえ、がんの予防や早期発見のため、がん検診を実施するとともに、未受診の対象者に個別に受診を勧めるなど、受診率の向上に取り組みます。

また、様々な関係機関や企業と連携し、がん検診の普及啓発に取り組み、早期発見・早期治療につなげ、健康の保持・増進につなげます。

●健康寿命の延伸

市民が楽しみながら健康に関する知識を習得する場や、運動体験、調理実習などの実践の場を提供し、参加した市民がそれぞれの家庭や職場で健康づくりを推進するなど、地域ぐるみで取組を進めます。

さらに、市の保健師や栄養士が事業所の実態に合わせた健康情報などを事業所に出向いて提供するなど、職場での健康づくりもサポートします。

また、心身ともに健康で毎日を過ごせるよう歯周病をはじめとした様々な検診を充実させるとともに、自殺予防に関する啓発事業や相談支援事業などのさらなる充実に努めます。

●食育の推進

食を通じて心豊かで健やかな暮らしが実現できるよう、食育推進計画の基本目標に向かって、食育教室の開催や、食育を实践する最も大切な場所である家庭における食育の推進等について、関係団体等と連携して取り組みます。

③ 出産・子育てへの支援強化

《主な事業》

●妊娠・出産支援

妊婦の健康管理や子どもたちの健全育成のため、引き続き妊娠や出産、乳幼児期における各種健診などの公費負担の充実を図るほか、多胎や若年妊婦などのハイリスク妊婦については個別に保健指導を行い支援します。

また、定期予防接種についても、子どもの命と健康を守るため確実に実施できるように、広報・啓発活動を一層強化し、接種率向上に努めます。

不妊に悩む方に対しては、十分な治療を受けられるよう、特定不妊治療費などの一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

●地域子育て支援拠点等での相談支援

妊娠や出産、子育てなどに関する相談に対応する「マザーズ・サポート・ステーション」や、地域における子育て支援を行う拠点としての機能を持つ「地域子育て支援センター（子育てサロン）」のきめ細かな支援展開を図り、多世代が交流できる場の夜間提供にも検討を重ねたうえで取り組んでいきます。

さらに、子育て支援隊による訪問や、保健師等による障がい児訪問指導など、保護者に寄り添った支援を実施します。

●経済的支援

中学校卒業までの子どもにかかる医療費の一部に対する助成について、今後は、低所得者世帯、乳幼児などに対してさらなる助成の拡大に努めるほか、放課後児童クラブ（学童保育所）の利用料の軽減を図り、利用する保護者の負担軽減についても将来を見据え、取り組んでいきます。

また、返還不要な奨学金を支給するなど学生の進学を支援します。

●預かり支援

今後、子育て世代の多様化するニーズに対応するため、保護者の病気や仕事などにより一時的に保育できない時や、育児疲れを解消したい時などに、保育所などで子どもを預かる「一時預かり事業」や「病児保育事業」、「トワイライトステイ事業」⁶など、各施設における子育て支援サービスの充実に努めます。

また、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所づくりを進めるため、放課後児童クラブ（学童保育所）の質と量の確保に努めます。

⁶ 【トワイライトステイ事業】：保護者が、仕事その他の理由で夜間または休日に不在となり、児童を養育することが困難となった場合やその他の緊急の場合に、その児童に児童福祉施設等で生活指導や食事の提供などを行うことにより、児童とその家庭の生活の安定や福祉の向上を図るもの。

●保育体制の充実

潜在的な保育士有資格者の円滑な就職を支援するため、保育知識とスキルを回復させるための講義や研修を行うほか、将来的な保育人材の確保につなげるため、保育士の仕事の魅力発信に取り組みます。

また、業務負担を軽減するなど保育士の働きやすい環境づくりに努めるほか、各種研修への参加による職員の資質向上を図ります。

④ ひとり親家庭等への支援強化

《主な事業》

●ひとり親家庭へのアウトリーチ型支援

令和元（2019）年度に開設した、ひとり親家庭サポート・ステーションにおいて、ひとり親が抱える様々な悩み等について、家庭訪問や関係機関への付添などの支援を実施します。

●ひとり親家庭のための技能習得支援や経済的自立支援

ひとり親が看護師や介護福祉士等の就職に有利な資格を習得するために1年以上養成機関に通う場合、その経費の負担を軽減する給付金を支給し、技能習得を支援します。

また、自立支援プログラム策定事業⁷を利用して就職した方に給付金を支給するなど、ひとり親の経済的自立を促します。

●ひとり親家庭等の子どもに向けた学習支援・生活相談

訪問相談支援員がひとり親家庭等を訪問し、親等の相談に応じるほか、その子どもに対しても基本的な生活習慣の習得支援や生活指導を実施します。

また、学習支援員がひとり親家庭等を訪問し、主に小学生を中心とした18歳未満の子どもに対して、学習支援や生活支援を実施します。

●ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭や両親のいない家庭などの20歳未満の子および母または父にかかる医療費の一部に対する助成について、今後は、低所得者世帯、乳幼児などに対してさらなる助成の拡大に努めます。

⁷ 【自立支援プログラム策定事業】：就職や転職を希望する児童扶養手当受給者（生活保護受給者を除く）を対象に、専門の相談員が面談のうえ、本人の希望や実情に合った自立支援計画書（プログラム）を策定し、きめ細やかな就業支援を行うもの。

⑤ 地域の将来を担う人づくり

《主な事業》

●社会科副読本や小・中学校における総合的な学習などを通じた地域愛の醸成

小学校3・4学年の社会科副読本を活用し、児童が地域の自然や地理的環境、社会での出来事などについて関心を高め理解を深めるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みを生かしながら地域社会の一員としての自覚を持ち、地域社会に対する誇りと愛情を育むことを促進します。

また、市内小学生向けに作成した映像を総合的な学習の時間等で活用し、函館の良い所、悪い所のほか、函館の歴史や魅力、先人達の気概等を学ぶなど地域愛の醸成を図ります。

●未来のIT人材等の育成

今後の情報通信技術のさらなる進展や変化を見据え、年齢・段階に応じたプログラミング教室・プログラミングコンテストなどを開催し、IT分野における将来的な人材育成の裾野の拡大やIT分野全般にわたるレベルの底上げを図ります。

●私立学校や私立専修学校の運営支援

私立学校や私立専修学校を設置する学校法人に対して、父母負担の軽減や教育条件の維持向上、安定した経営の維持などのために、その経営に要する経費のうち、直接教育の質向上に関する取組などに要する経費について支援します。

⑥ いじめや虐待の未然防止・早期発見・早期対応

《主な事業》

●学校ネットパトロールの実施

学校非公式サイトの検索・監視などを行い、スマートフォンやパソコンなどの情報端末を使用した問題行動の未然防止や早期発見、早期対応を図ります。

●スクールソーシャルワーカーの配置

児童生徒、学校や家庭からのいじめや不登校、虐待、日常生活などに関する相談などに対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置し、各学校の課題について訪問を通じ把握するとともに、個別のケースに応じて関係機関と連携し、問題解決を図ります。

●子ども家庭総合支援拠点の設置

児童虐待など要保護児童等の適切な支援を行うため、マザーズ・サポート・ステーションとのさらなる連携強化を図り、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援に取り組むとともに、児童相談所等の各関係機関との連携・協働により効果的な対応を行う「子ども家庭総合支援拠点」の設置をめざします。

⑦ 教育環境の充実

《主な事業》

●学力向上に向けた人的支援

小学校ではネイティブスピーカーや英語の堪能な地域人材の活用により、会話や歌、ゲームなどを通して外国語に触れる機会を提供するほか、中学校および高等学校においても、引き続き外国語指導助手(ALT)⁸の活用を進め、生きた英語に直接触れる機会などを増やすことで、外国語教育の一層の充実を図ります。

また、学力向上非常勤講師を小・中学校に配置し、専門性の高い授業の提供や、専門外の教科担当の解消など、教育環境の向上に取り組み、質の高い授業を行うことで、子どもの学習への関心・意欲を高め、学力の向上をめざします。

●コミュニティ・スクールの推進

令和元(2019)年度にすべての市立幼稚園、小・中学校や高等学校において導入が完了したコミュニティ・スクールを通じて、地域住民や保護者、教職員がともに知恵を出し合い、協働して学校の運営にかかわり、子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校」の実現に取り組みます。

●アフタースクール設置による子どもの学力向上支援

放課後や長期休暇中に児童の学習支援を行うアフタースクールを小学校に設置し、地域人材を活用して、学習習慣の定着や主体的な学習態度の形成をめざす取組を行い、子どもの学力の向上を支援します。

●日本語指導が必要な外国人児童生徒等への教育支援

様々な言語に対応するため支援者を派遣し、日本語指導が必要な外国人児童生徒等への教育支援を行います。

⁸ 【外国語指導助手 (ALT)】: Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人のこと。

- 道立小規模高校の入学者確保や地域に根ざした学校づくりに向けた支援
 社会情勢や高等学校教育の状況を踏まえ、道立小規模高校の存続を図るため、北海道教育委員会と連携し、入学者確保や地域に根ざした学校づくりに向けた支援に取り組みます。

(3) KPI (重要業績評価指標)

No.	指 標	現状値	目標値	備考
1	地域包括支援センターの相談件数	13,327件 (平成30年度)	増加 (令和6年度)	保健福祉部
2	健康寿命 (日常生活動作が自立している期間の平均)	男77.3歳 女82.6歳 (平成28年度)	延伸 (令和6年度)	保健福祉部/北海道健康増進計画(参考数値)
3	各種がん検診受診率	胃がん 2.9% 肺がん 3.6% 大腸がん 3.6% 乳がん 10.4% 子宮がん 10.9% (令和元年度)	胃がん 6.1% 肺がん 4.5% 大腸がん 5.4% 乳がん 14.7% 子宮がん 16.5% (令和6年度)	保健福祉部/厚生労働省地域保健・健康増進事業報告
4	子育て環境や子育て支援についての満足度	22.7% (平成30年度)	増加 (令和6年度)	子ども未来部/子ども・子育て支援事業計画
5	乳幼児健康診査受診率	4か月児 96.9% 1歳6か月児 96.2% 3歳児 97.4% (平成30年度)	4か月児 } 1歳6か月児 } 98.0% 3歳児 } (令和6年度)	子ども未来部/子ども・子育て支援事業計画
6	母子世帯(祖父母同居を含む)の母親の就労状況(フルタイム勤務)	58.9% (平成30年度)	増加 (令和6年度)	子ども未来部/子ども・子育て支援に関するニーズ調査
7	父子世帯(祖父母同居を含む)の父親の就労状況(フルタイム勤務)	86.9% (平成30年度)	増加 (令和6年度)	子ども未来部/子ども・子育て支援に関するニーズ調査
8	今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	小学6年生 19.2% 中学3年生 12.8% (平成30年度)	小・中学生ともに増加 (令和6年度)	教育委員会/文部科学省全国学力・学習状況調査
9	いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う児童生徒の割合	小学6年生 90.5% 中学3年生 83.6% (平成30年度)	小・中学生ともに増加 (令和6年度)	教育委員会/文部科学省全国学力・学習状況調査
10	アフタースクール実施小学校の割合	43.5% (平成30年度)	50.0% (令和6年度)	子ども未来部/子ども・子育て支援事業計画
11	南茅部高等学校入学者数	14人 (令和2年度)	20人 (令和6年度)	教育委員会

基本目標 2 函館の経済を支え強化します

(1) 基本的方向

平成 28(2016)年 3 月の北海道新幹線開業を契機に、本市の経済・観光振興施策との相乗効果により本市の観光客数は 500 万人を超え、平成 30(2018)年度には 526 万人（うち外国人観光客は 55 万人）となるなど、堅調に増加しており、この流れをさらに加速させるために様々な施策を行っているところです。一方で、本市では依然として人口減少や高齢化が進んでおり、それに伴う市場の縮小や人手不足といった課題を抱えている状況にありますが、観光客など交流人口の拡大により、域内消費の増加を促し、人口減少が招く地域経済の縮小を一定程度補うことにつながります。

しかしながら、本市は、若年層の進学・就職時における札幌市・首都圏への転出超過が著しく、労働力人口が減少傾向にあることから、業種によっては深刻な人手不足になっています。そのため、若者の地元への就労促進、企業誘致などによる働く人が魅力を感じる雇用の場の確保や女性や高齢者の就労支援のほか、外国人材の活用を促進するとともに、IT やロボットなど先端技術を活用した地場産業の生産性を向上させることで収益力の強化につなげ、地域経済の縮小を極力抑制し、強化を図ります。

加えて中小企業や小規模事業者における経営者の高齢化と後継者不足が問題になっていることから、市内事業者の実態を把握するとともに、事業継承の促進を図ります。

特に、本市の魅力の一つである「食」については、その価値を高め、多くの方々を呼び込むきっかけとするため、漁業については、安定した漁家経営・漁業生産をめざし、漁業者等関係者による新たな養殖漁業についての調査・検討、農業についてはスマート農業⁹による従事者不足対策や生産性向上のための設備投資、製造業では生産性向上のための設備投資などの支援を行い、「食」を支える産業の基盤強化を図ります。

(2) 施策

① 観光客等の増加をめざす取組

《主な事業》

●国内観光客数の増加をめざす取組の強化

旅行代理店との商談会やJRなどと連携した観光プロモーションの実施、航空会社とのタイアップによる誘客事業、旅行代理店や中学校・高等学校への教育旅行誘致プロモーションや冬季誘客事業の実施などにより、さらなる函館の観光PRに取り組みます。

⁹ 【スマート農業】：ロボットトラクタやドローンなどの先端技術を活用して大幅に省力化をすすめ、高品質生産を実現する新たな農業のこと。

●海外観光客数の増加をめざす取組の強化

台湾や中国、タイなどアジア諸国の状況に合わせ、経済界と連携したトップセールスや海外観光プロモーション、さらにはインフルエンサー¹⁰によるSNSを活用した本市の魅力発信等を積極的に実施し、本市の基幹産業である観光産業の活性化を図ります。

また、インバウンド（訪日外国人観光客）の夜景観賞後の時間帯における満足度を高め、消費を促進するためナイトタイムエコノミーの取組を進めます。

●フェスティバルタウンの推進

函館らしい魅力あるイベントを、年間を通して連続させていくことにより、多くの人々が集い、賑やかで活気のあるまち「フェスティバルタウン」が広く認知され、新たな来函の動機づけとなるよう、市内および近郊のイベント情報を広く国内外に発信し、観光都市としてのブランド力の向上を図るとともに、交流人口の拡大、地域コミュニティの強化や一体感の醸成につなげます。

●広域観光の推進

陸・海・空のインフラがコンパクトに集積している地域特性を生かし、地域経済への波及効果が大きい滞在型観光を促進するため、北斗市や七飯町などの道南圏や青森を中心とする東北地域との連携などによる広域観光の推進を図ります。

② ITやロボットなど先端技術を活用した生産性の向上

《主な事業》

●市内中小事業者を対象としたITやロボット活用による生産性向上支援

生産性向上をめざす市内の事業者に対し、ITやロボット活用による生産性向上を目的とした設備導入のほか、大学などの高等教育機関や試験研究機関との共同研究などを支援するとともに、スマート農業の実用化に向けた取組についても支援します。

●ITやロボットなど先端技術に関する普及啓発

市内企業や学術支援機関などにより構成される研究会において、ロボット導入の標準モデルを構築し、市内事業者にITやロボットをはじめとする先端技術に関する研究成果や工場等への導入・活用事例などについて情報発信するとともに、これらを効果的に関連付けしたIoT化の具体的事例を紹介するなど、先端技術導入に向け機運の醸成を図ります。

¹⁰ 【インフルエンサー】：世間に大きな影響を与える人物、特に人々の消費行動に強い影響を与える人物のこと。

③ 食を支える安心・安全な農水産物の生産・供給支援のほか、食の魅力高め、多くのひとを呼び込み販路拡大につなげる支援

《主な事業》

●新たな養殖漁業の導入に向けた検討や漁業に関する新技術開発支援等

海洋環境の変化などから、スルメイカやサケ、天然コブなど主要魚種の記録的な不漁が続き漁業経営が不安定になるとともに、第2次・第3次産業への影響が懸念されていることから、漁業関係者や有識者で構成する協議会において、魚類等養殖漁業の導入について調査・検討を進めます。

また、水産海洋分野における新産業の創出に向けた研究環境の充実を図ります。

●農業・漁業の生産に必要な機械・設備等の導入・更新の支援等

農家・漁家の生産性の向上や経営規模拡大等に必要な機械の購入や施設整備等を支援します。

●国内外への販路拡大支援

市内の食料品製造業者等を対象に、国内のスーパーや百貨店等でフェアや物産展等を開催し販路拡大を支援するとともに、アンテナショップを活用し函館の食の魅力を発信します。

また、輸出商談会の開催等を通じ、海外展開の取組を支援します。

●食の産業化の推進

本市の食の魅力向上により交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化をめざす「食の産業化」を推進するため、食をテーマとしたイベントを開催するほか、将来、函館の食の魅力創出を担う人材育成に取り組むとともに、食ポータルサイトを通じ、広く地域の食に関する情報を発信します。

④ 誰もが生き生き働くことができる環境整備

《主な事業》

●若者への地元企業等の魅力発信

高校生のための就職セミナーや地元企業等の魅力体験イベントの開催などを通じたキャリア教育¹¹を実施し、今の「学び」と将来の「仕事」とのつながりについて理解を深め、就業意欲の向上や職場定着を図ります。

●首都圏 I T 関連企業などの企業誘致

I T 関連産業や製造業を営む事業者に対し、設備投資に要した費用やオ

¹¹ 【キャリア教育】：将来子どもたちが直面するであろう様々な課題に、柔軟かつたくましく対応し、社会人・職業人として自立できるよう、一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育のこと。

フィス賃料を助成するほか、市内に立地する I T 関連産業を営む事業者の立地初期段階における人材の確保や育成を支援し、市内 I T 関連産業の高度化と雇用機会の創出を図ります。

また、産学官金が連携して首都圏企業と交流し、地域の産業・技術などと首都圏等の企業ニーズを結びつけ、地域産業の活性化や企業誘致の実現を図ります。

●若者の創業意識の醸成や創業者支援

若者向けセミナー等の開催により、創業に必要なノウハウの習得や人脈作りの機会を提供するなど、将来、社会の担い手となる若者に対して創業意識の醸成を図り、地域経済の活性化に貢献する人材の育成やビジネスプランへの相談対応など創業者支援に取り組みます。

●女性や高齢者などに向けた就労支援

女性や高齢者を対象に、人手不足が深刻な業種において就労体験や意見交換会などを実施し、参加者の就労につなげます。

また、外国人材の受入を検討する市内事業者に対し、在留資格の種類や制度の仕組み、雇用事例等に関するセミナーを開催するほか、日常生活における相談に対応するなど受入・雇用環境の整備を促進します。

●ワーケーションの促進

近年、働き方改革のもと、仕事 (Work) と休暇 (Vacation) を兼ねて地方へ一定期間滞在するワーケーションが各地で広がりつつある中、本市においても市内の公共施設等を活用し、民間企業と連携しながら受入体制の整備を行うなど、ワーケーションを促進し、将来的な移住・企業誘致に繋がります。

●青年新規就農者への経営支援

経営が軌道に乗るまでの青年新規就農者に対して、経営の安定化を支援することで就農者の増加や就農者としての定着を促進し、持続可能な力強い農業の実現を図ります。

(3) KPI (重要業績評価指標)

No.	指 標	現状値	目標値	備考
1	観光入込客数	526万人 (平成30年度)	550万人 (令和5年度)	観光部／観光基本計画
2	平均宿泊数	1.27泊 (平成30年度)	1.28泊 (令和5年度)	観光部／観光基本計画
3	外国人宿泊者数	55.1万人 (平成30年度)	増加 (令和5年度)	観光部／観光基本計画
4	IT・ロボット等導入支援事業採択数(累計)	3件 (平成30年度)	39件 (令和2～6年度)	経済部／市の事業によるもの
5	函館市内での旅行費用(飲食費)	9,502円 (平成29年度)	5%増加 (令和6年度)	経済部／観光動向調査
6	海外販路開拓事業者数(累計)	20社 (平成30年度)	50社 (令和2～6年度)	経済部／市の事業によるもの
7	企業立地件数(累計)	2件 (平成30年度)	8件 (令和2～6年度)	経済部／市の事業によるもの
8	創業支援者件数(累計)	381件 (平成30年度)	1,800件 (令和2～6年度)	経済部／市の事業によるもの
9	新規雇用者数(累計)	99人 (平成30年度)	410人 (令和2～6年度)	経済部／市の事業によるもの
10	課税対象所得	280.6万円 (平成30年度)	増加 (令和6年度)	経済部／総務省市町村税課税状況等の調

基本目標3 快適で魅力あるまちづくりを進めます

(1) 基本的方向

本市は、豊かで美しい自然環境に加え、異国情緒あふれる町並みや新鮮な海の幸、縄文遺跡群などをはじめとする文化遺産など、多くの地域資源に恵まれ、地域ブランド調査において毎年魅力度の高い都市として評価されています。これからも、地域の魅力を磨き上げ、デザイン性の高い都市空間や花と緑にあふれる町並みの整備などを進め、観光客がまた訪れたいまち、移住・定住で住みたいまちになるよう、まちの魅力を高めます。

また、交通結節点として、高規格幹線道路¹²等の整備促進や若松ふ頭など大型旅客船ふ頭の整備、国内・国際航空路線網の充実、北海道新幹線の札幌延伸など、市民をはじめ国内外の観光客、ビジネス客にも魅力的な交通アクセスの向上を図り、都市機能の充実に取り組みます。

そして、地震や台風、火山などの自然災害から市民の生命や財産を守るため、災害に強いまちづくりを一層推進するとともに、豊かな自然に囲まれた環境を守るため、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題など環境問題に対する関心を高める取組を進めます。

さらに、将来の人口減少を見据え、少ない職員数でも高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応できる組織体制の構築に引き続き取り組むとともに、行政事務へのA I・I C T¹³の活用を推進し、業務の効率化を図るほか、市民の利便性向上につなげます。

(2) 施策

① デザイン性の高い町並みの整備やにぎわい空間の創出

《主な事業》

●ガーデンシティ函館の推進

歴史と景観に配慮した、デザイン性の高い町並みを整備し、函館のまち全体が、緑あふれる公園やオープンガーデンのような、見て、歩いて、感じて楽しい、美しいまちをめざし、長期的なまちづくりに取り組むことで、函館が持つ魅力に磨きをかけ、賑わいの創出と交流人口の拡大、さらには将来にわたり持続する都市ブランドの確立につなげます。

●西部地区の再整備

西部地区は、人口減少や高齢化などによりまちの活力が低下し、空家・空地が増加するなど、地区の魅力を失いかねない状況にあることから、町会と

¹² 【高規格幹線道路】：「高速自動車国道」および「一般国道の自動車専用道路」のこと。

¹³ 【ICT】：ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略であり、情報処理・情報通信分野の関連技術の総称のこと。

の協働による地域活性化の推進や、空家・空地を利用した移住・定住に関する取組と連携を図りながら、将来にわたって持続可能な西部地区ならではの暮らしと風景を構築します。

② 交通アクセスの向上

《主な事業》

●函館港若松地区旅客船ふ頭の整備や積極的なポートセールス

函館駅に隣接した若松地区において、12万総トン級のクルーズ船が係留可能な旅客船ふ頭の本格供用に向けた整備に加え、クルーズ船ターミナルを整備します。完成後には、港町ふ頭や西ふ頭を含めた3か所での同時係留が可能になることから、クルーズ船の寄港増や乗客の利便性の向上、消費活動の促進につなげます。

●国内・国際航空路線網の充実

国内航空路線については、既存路線の充実のため、就航地のPRなどにより、利用者の増加に努めるほか、新たな路線を誘致するため、航空会社に要望活動を行います。

また、国際航空路線については空港運営会社と連携・協力し、新規路線の誘致に取り組むほか、国際線の日本人利用者の増加に向けた取組を進めます。

③ 災害に強く安心・安全なまちへの体制強化

《主な事業》

●防災対策の強化

多発する自然災害に備え、ハザードマップ等を活用した警戒避難体制の確保や、地震や台風、大雨などの災害を想定した住民参加型の防災総合訓練の実施など、市民の防災意識の向上や地域防災力の強化を図るとともに、SNSを活用した緊急情報の発信など、情報伝達手段を多様化し強化するほか、活火山である恵山の防災対策を推進します。

また、災害時においても市民の生活を守るとともに、被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めるため、強靱化に向けた取組を推進します。

●除排雪に向けた対策

ひとり暮らしの高齢者や身体障がい者などに対し、外出時の通路を確保するための除排雪などを支援するほか、「スノーボランティアサポートプログラム」により、歩道、生活道路および小・中学校周辺の通学路の除排雪等のボランティア活動に協力する団体に、小型除雪機を貸出し、市民協働による地域除雪活動の充実を図ります。

また、大雪時にも対応できる安定した除排雪体制づくりを推進するとともに、冬期間の円滑な道路交通や快適な生活空間を確保し、安心して安全な市民生活や経済活動を維持できるよう、より一層の雪対策を推進します。

●通学路等の交通安全対策

市内小・中学校の通学路の危険箇所について、警戒標識や歩道の整備、街路灯の設置や防犯パトロール、見守り活動を実施するほか、保育園などが日常的に利用する散歩経路等の点検を実施するなど、安全な道路交通環境の整備に取り組みます。

④ 公共交通の充実

《主な事業》

●バス路線網の再編

美原地区路線バス乗降場の整備および同地区におけるゾーンバスシステム¹⁴の導入を進めるほか、誰もがわかりやすく利用しやすいバス路線網への再編に取り組みます。

●市電の線路、安全地帯等の改良や車両購入

輸送の安全確保はもとより、便利で、快適で、定時性を保ったサービスの提供をめざし、線路や電路、車両、安全地帯の更新・改良を実施することにより、観光客や多くの市民の利用促進につなげます。

⑤ 文化・スポーツの振興

《主な事業》

●縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取り組みの推進および受入体制の構築

南茅部地域の史跡大船遺跡と史跡垣ノ島遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」についてユネスコ世界文化遺産の正式登録をめざします。

また、引き続き、縄文文化の価値や魅力を国内外に広くPRするとともに、垣ノ島遺跡については、公開に向けた整備を進めます。

登録後は、縄文文化交流センターと大船遺跡、垣ノ島遺跡の来訪者の増加が予想されることから、来訪者を円滑に受け入れる体制の構築に取り組みます。

●「函館マラソン」の魅力向上やスポーツ大会・合宿誘致の推進

函館マラソンのバラエティに富んだコースを生かしつつ、参加ランナー

¹⁴ 【ゾーンバスシステム】：長くて複雑なバス系統を整理して、途中に拠点を設け、市街地までの基幹バスと末端部の支線バスとに分けることにより、定時性の確保と車両の効率的運用を図るバス運行の仕組み。

の声による改善を継続し，国内外からのランナーにとって魅力あふれるマラソン大会になるよう取り組みます。

また，各競技団体への情報発信や支援をPRし，スポーツ大会・合宿の誘致に取り組みます。

⑥ 環境にやさしいまちの推進

《主な事業》

●地球温暖化対策の推進

温室効果ガス削減のためのイベントや出前講座の実施など，啓発事業に取り組みます。

●3R（リデュース，リユース，リサイクル）の推進

ごみの減量化・再資源化のため，排出抑制や分別の徹底などの啓発強化に取り組みます。

●プラスチックごみ対策の推進

使い捨てプラスチック製品の使用削減などの周知啓発を図るとともに，プラスチックごみの海への流出防止にかかる啓発活動を推進します。

⑦ 移住・定住を検討している方への魅力発信

《主な事業》

●首都圏をはじめとする移住検討者に向けたPRの実施

首都圏などにおいて移住相談やセミナーの開催，移住イベントへの参加などによるPRを実施するとともに，市内に設置している移住サポートセンターにおいて移住・定住の相談や交流会などの各種取り組みを実施するなど，移住者の増加につなげるため幅広く取り組みます。

●インターネットを活用した函館市の暮らしPR

SNSを活用し，移住者のインタビューや函館市のイベント情報，移住関連情報などを定期的に発信し，函館での魅力的な暮らしをPRします。

⑧ 行政事務の効率化と市民の利便性向上

《主な事業》

●行政事務へのAI・ICT活用

行政事務の効率化や市民の利便性向上を目的として，行政情報の電子化・共有化に必要な基盤・環境整備を進め，ペーパーレス化に取り組むとともに，

定型業務を自動化するRPA¹⁵や市民からの問い合わせ等に自動対応するチャットボット¹⁶など先端技術の導入を推進します。

(3) KPI (重要業績評価指標)

No.	指 標	現状値	目標値	備考
1	西部地区居住者の減少率	10.6% (平成27～31年度)	縮小 (令和2～6年度)	都市建設部
2	クルーズ船の寄港数	27回 (平成30年度)	70回 (令和6年度)	港湾空港部
3	都市計画道路の整備率	76.5% (平成30年度)	80.9% (令和6年度)	総務部／強靱化計画
4	公共建築物の耐震化率	92.9% (平成30年度)	97%以上 (令和6年度)	都市建設部
5	路線バス利用者数の減少率	バス△3.3%<人口8.1% (平成30年度)	人口減少率以下 (令和6年度)	企画部／地域公共交通網形成計画
6	スポーツ合宿の件数	126件 (平成30年度)	増加 (令和6年度)	教育委員会
7	縄文文化交流センター入館者数(累計)	101,957人 (平成26～30年度)	85%増加 (令和2～6年度)	教育委員会／効果促進施策のあり方
8	一人一日あたりごみ排出量	1,155g (平成30年度)	1,093g以下 (令和6年度)	環境部／第3次環境基本計画
9	リサイクル率	15.1% (平成30年度)	20%以上 (令和6年度)	環境部／第3次環境基本計画
10	函館市I・J・Uターン相談コーナーを通じて移住した件数(累計)	7件 (平成30年度)	35件 (令和2～6年度)	経済部
11	市・移住サポートセンターにおける移住相談件数	74件 (平成30年度)	増加 (令和6年度)	企画部

¹⁵ 【RPA】：人間がコンピュータを操作して行うデータ打ち込み等の定型的な作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。

¹⁶ 【チャットボット】：短文でリアルタイムに会話する「チャット(chat)」とロボットを意味する「ボット(bot)」を組み合わせた言葉で、チャット上での問いかけに自動で答えを返すプログラムのこと。

第3章 本戦略におけるSDGsの考え方

持続可能な開発目標(SDGs)は、全ての国際連合加盟国が2030年までに取り組む行動計画として、17の分野別のゴールと169項目の具体的なターゲットが掲げられ、我が国においても、2016年に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、国をあげて取組を進めています。

第2期総合戦略においては、人口減少対策を進めていくため「3つの基本目標」と「19の施策」を掲げており、国際社会全体の開発目標であるSDGsの理念と関連づけ、施策を推進するものです。

なお、第2期総合戦略における基本目標ごとの施策に対するSDGsのゴールについては、わかりやすいよう対照表にまとめました。

























基本目標 1 市民一人ひとりの幸せを大切にします

施策	17のゴール
① 地域で見守り支える福祉拠点づくり	1 貧困をなくそう, 3 すべての人に健康と福祉を, 5 ジェンダー平等を, 8 働きがいも経済成長も, 9 産業と技術革新の基盤をつくろう, 10 人や国の不平等をなくそう, 16 平和と公正をすべての人に, 17 パートナリシップで目標を達成しよう
② 健康で元気に生活できる環境づくり	2 健康をこころに, 3 すべての人に健康と福祉を, 4 質の高い教育をみんなに, 17 パートナリシップで目標を達成しよう
③ 出産・子育てへの支援強化	1 貧困をなくそう, 2 健康をこころに, 3 すべての人に健康と福祉を, 4 質の高い教育をみんなに, 8 働きがいも経済成長も, 10 人や国の不平等をなくそう, 16 平和と公正をすべての人に, 17 パートナリシップで目標を達成しよう
④ ひとり親家庭等への支援強化	1 貧困をなくそう, 3 すべての人に健康と福祉を, 4 質の高い教育をみんなに, 8 働きがいも経済成長も, 10 人や国の不平等をなくそう
⑤ 地域の将来を担う人づくり	2 健康をこころに, 4 質の高い教育をみんなに, 8 働きがいも経済成長も, 17 パートナリシップで目標を達成しよう
⑥ いじめや虐待の未然防止・早期発見・早期対応	3 すべての人に健康と福祉を, 4 質の高い教育をみんなに, 8 働きがいも経済成長も, 16 平和と公正をすべての人に, 17 パートナリシップで目標を達成しよう
⑦ 教育環境の充実	4 質の高い教育をみんなに, 5 ジェンダー平等を, 8 働きがいも経済成長も, 10 人や国の不平等をなくそう, 11 持続可能な消費と生産, 17 パートナリシップで目標を達成しよう

基本目標 2 函館の経済を支え強化します

施策	17のゴール
① 観光客等の増加をめざす取組	8 働きがいも経済成長も, 17 パートナリシップで目標を達成しよう
② ITやロボットなど先端技術を活用した生産性の向上	2 健康をこころに, 5 ジェンダー平等を, 8 働きがいも経済成長も, 9 産業と技術革新の基盤をつくろう, 10 人や国の不平等をなくそう, 17 パートナリシップで目標を達成しよう
③ 食を支える安心・安全な農水産物の生産・供給支援のほか、食の魅力を高め、多くのひとを呼び込み販路拡大につなげる支援	2 健康をこころに, 8 働きがいも経済成長も, 9 産業と技術革新の基盤をつくろう, 12 つくる責任, 13 気候変動に具体的な対策を, 14 海の豊かさを守ろう, 17 パートナリシップで目標を達成しよう
④ 誰もが生き生き働くことができる環境整備	4 質の高い教育をみんなに, 5 ジェンダー平等を, 8 働きがいも経済成長も, 9 産業と技術革新の基盤をつくろう, 10 人や国の不平等をなくそう, 16 平和と公正をすべての人に, 17 パートナリシップで目標を達成しよう

基本目標 3 快適で魅力あるまちづくりを進めます

施策	17のゴール
① デザイン性の高い町並みの整備やにぎわい空間の創出	    
② 交通アクセスの向上	   
③ 災害に強く安心・安全なまちへの体制強化	     
④ 公共交通の充実	 
⑤ 文化・スポーツの振興	   
⑥ 環境にやさしいまちの推進	      
⑦ 移住・定住を検討している方への魅力発信	 
⑧ 行政事務の効率化と市民の利便性向上	   

第4章 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 本戦略の推進の考え方

我が国では、2020年1月に最初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、急速な感染拡大により経済活動の低下や医療の逼迫、日々の生活の制限等、国民の社会生活に大きな影響が生じています。

その一方で、感染症の拡大は社会全体のデジタル化を加速させ、働く場所を問わないテレワークが新しい働き方として認知され、それに伴い、人々の関心が地方都市にも向けられるなど、国民の意識や行動に大きな変化をもたらしています。

このようななか、本市においても、市民の命と健康を守ることを最優先に感染拡大防止策を講じながら、医療体制の強化・充実に努めるとともに、地域経済の回復・活性化に向けて、市民や事業者への支援にも取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症は、本戦略における各種施策の実施に一部影響を及ぼしている状況にありますが、ワクチン接種が加速し、新たな治療薬の開発も進む中で、引き続き、社会情勢の変化を捉えて柔軟に対応しながら、感染症の収束を見据え、本戦略の推進に取り組むこととします。

参 考 資 料

第2期函館市活性化総合戦略の策定経緯
函館市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱
函館市まち・ひと・しごと創生推進会議委員名簿

第2期函館市活性化総合戦略の策定経緯

平成31（2019）年

4月 市民等アンケートの実施

令和元（2019）年

8月 令和元年度第1回函館市まち・ひと・しごと創生推進会議の開催
《第1期函館市活性化総合戦略の評価検証》

11月 令和元年度第2回函館市まち・ひと・しごと創生推進会議の開催
《第2期函館市活性化総合戦略（骨子案）の検討》

令和2（2020）年

2月 令和元年度第3回函館市まち・ひと・しごと創生推進会議の開催
《第2期函館市活性化総合戦略（素案）の検討》
函館市政策会議の開催
パブリックコメント手続きの実施（2月21日～3月23日）

3月 パブリックコメント手続きの実施結果の公表
「第2期函館市活性化総合戦略」の策定，公表

函館市まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

(目的および設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の推進等にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、函館市まち・ひと・しごと創生推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。
(1) 総合戦略の策定、推進および改訂に関する事項
(2) その他、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員8人以内をもって組織する。
2 委員は、産業関係者、学識経験者、金融機関関係者、労働団体関係者、報道機関関係者、公募による市民その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱する。
3 会議にオブザーバーを置き、必要に応じて意見、助言等を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。
2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員の再任は、妨げないものとする。

(委員長および副委員長)

第5条 会議に委員長1人および副委員長1人を置く。
2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 委員長は、会議の議長となる。
4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画部計画推進室計画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

函館市まち・ひと・しごと創生推進会議委員名簿

(委員任期：令和7(2025)年3月31日まで)

(敬称略)

分野	氏名
産業（経済）	さいとう よしひと 齋藤 利仁
産業（観光）	なかの すずむ 中野 晋
学識経験	おくひら おきむ 奥平 理
学識経験	おかざき けいこ 岡崎 圭子
金融機関	たむら とおる 田村 透
労働	はせがわ よしき 長谷川 義樹
言（報道）	あいば みか 相庭 美華
公募	きたみ のぶこ 北見 伸子

令和5(2023)年11月30日現在

第2期函館市活性化総合戦略（2020－2024）

令和2（2020）年3月策定

（令和2（2020）年12月改訂）

（令和3（2021）年12月改訂）

（令和4（2022）年12月改訂）

（令和5（2023）年12月改訂）

発行／函館市（企画部計画推進室計画調整課）

〒040-8666 函館市東雲町4番13号